

# 移住・定住を応援します

みとよ暮らしを応援するために、今年度を実施する移住・定住に関する補助金についてお知らせします。  
※各補助金の交付には、他にも要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

▶申し込み・問い合わせ 地域戦略課 ☎73-3011

NEW

## 移住促進・新婚世帯家賃補助金

婚姻後1年以内の夫婦で、夫婦ともに市外で1年以上居住した後、三豊市へ転入する40歳未満の人へ家賃を補助します。

### ■申請者の要件

- ・本市に転入する以前に婚姻し、申請日に婚姻日から1年以内の夫婦
- ・市外で1年以上居住した後、平成31年3月1日以降に定住の意思をもって転入した夫婦
- ・移住に際し、新たに賃借した契約者本人
- ・交付申請日において夫婦ともに40歳未満の人
- ・世帯全員に市税の滞納がない人
- ・生活保護法に規定する住宅扶助を受けていない人
- ・「若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」「空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」「移住促進・家賃等補助金」を受けたことがない人

### ■補助金額

#### 家賃補助金

- ・〔賃借料（管理費・共益費・駐車場代などを除く）－住宅手当〕または2万円で、転入日の翌月から最大2年間支給



NEW

## 空き家バンク住宅・家賃等補助金

空き家バンク物件を賃貸して市内へ居住する人へ家賃などを補助します。

### ■申請者の要件

- ・平成31年4月1日以降に三豊市空き家バンク住宅を賃貸する契約者本人
- ・定住の意思をもって補助金を受ける住宅に居住する人
- ・世帯全員に市税の滞納がない人
- ・生活保護法に規定する住宅扶助を受けていない人
- ・「若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」「空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」「移住促進・家賃等補助金」「移住促進・新婚世帯家賃補助金」「空き家バンク住宅・家賃等補助金」を受けたことがない人

### ■補助金額

補助金額は「家賃補助金」と「初期費用補助金」の合算額です。

#### 家賃補助金

〔賃借料（管理費・共益費・駐車場代などを除く）－住宅手当〕×1/2または1万円で、空き家バンク住宅へ転居した翌月から最大2年間支給

初期費用補助金（礼金、仲介手数料の合計額－事業主からの手当）×1/2または3万円で、1回限り支給



## 若者定住促進・地域経済活性化事業補助金

40歳未満の若者の住宅取得に対して、補助金を交付します。

### ■申請者の要件

- ・交付申請日に40歳未満の人
- ・補助金の交付後、5年以上補助対象住宅に居住する人
- ・市税を滞納していない人

### ■住宅の要件

- ・玄関・居室・トイレ・台所を備えている建物であること
- ・市内業者が、建築・仲介・販売した住宅であること
- ・登記日から3カ月以内の住宅であること

### ■補助金額

- ・取得費用が1,500万円以上の場合、100万円
- ・取得費用が1,500万円未満の場合、取得費用の1/20

※相続・贈与などによる取得、公共工事などの移転補償による取得の場合は対象とはなりません。

## 移住促進・家賃等補助金

県外で3年以上居住した後、三豊市へ転入する人へ家賃などを補助します。

### ■申請者の要件

- ・県外で3年以上居住した後、定住の意思をもって転入した人
- ・移住に際し、新たに賃借した契約者本人
- ・世帯全員に県税・市税の滞納がない人
- ・生活保護法に規定する住宅扶助を受けていない人
- ・「若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」「空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」を受けたことがない人

### ■補助金額

補助金額は「家賃補助金」と「初期費用補助金」の合算額です。

#### 家賃補助金

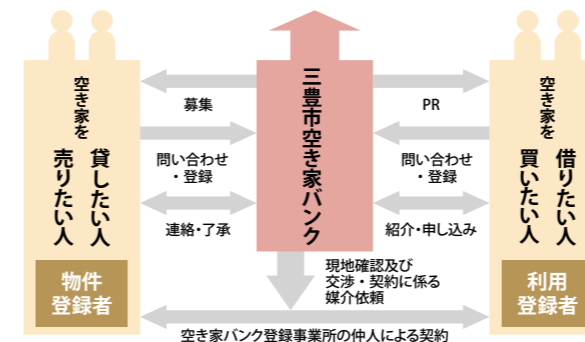
〔賃借料（管理費・共益費・駐車場代などを除く）－住宅手当〕×1/2または2万円で、転入日の翌月から最大2年間支給

#### 初期費用補助金

〔礼金、仲介手数料、家賃支払保証料の合計額－事業主からの手当〕×1/2または6万円で、1回限り支給

## 空き家バンク制度について

市内の空き家住宅について、三豊市空き家バンク物件として登録し、空き家物件を探している人へ売買・賃貸物件の情報発信を行います。



三豊市への移住・定住ポータルサイト、みとよ暮らし手帳



空き家バンクについて興味がある人は、三豊市移住・定住ポータルサイト「みとよ暮らし手帳」をご覧ください。

事業内容変更

## 空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金

空き家バンク物件を購入して市内へ居住する人へ空き家バンク住宅のリフォーム工事費用を補助します。

### ■申請者の要件

- ・空き家バンク物件を購入し、売買契約日から3年以内の人
- ・「若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」「空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」を受けたことがない人

### ■工事の要件

- ・市内業者が行う工事であること
- ・市からの交付決定後に工事を開始すること

### ■補助金額

- ・30万円以上の工事で、工事に要した費用の50%
- ・上限100万円

三豊市と独立行政法人住宅金融支援機構は「フラット35」の連携協定を締結しました。これにより、子育て世帯・移住者・空き家バンク物件購入者が補助金を利用して住宅を取得・リフォームする際、借入金利が引き下げとなる場合があります。



4月12日、市役所で協定締結式を行いました。